

議案第 65 号

多可町特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

多可町特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議決を求める。

令和元年 9 月 3 日提出

多可町長 吉 田 一 四

多可町特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

条例第 号

多可町特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年多可町条例第42号）の一部を次のように改正する。

別表（第2条関係）中

「

公営住宅審議会委員	年額	10,000円
-----------	----	---------

」を

「

公営住宅審議会委員	日額	5,000円 ただし、弁護士、大学教授 その他これらに準じる者については、1回15,000円を超えない範囲で、任命権者が町長と協議して定める額
-----------	----	---

」に

改め、同表のいじめ調査委員会委員の項の次に次のように加える。

いじめ防止対策検証委員	日額	5,000円 ただし、弁護士、大学教授 その他これらに準じる者については、1回15,000円を超えない範囲で、任命権者が町長と協議して定める額
-------------	----	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

多可町特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の新旧対照表

現 行			改 正		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
区分		報酬の額	区分		報酬の額
(略)			(略)		
土地利用委員	日額	5,000円	土地利用委員	日額	5,000円
公営住宅審議会委員	年額	10,000円	公営住宅審議会委員	日額	5,000円 ただし、弁護士、 大学教授その他これ らに準じる者につい ては、1回15,000円 を超えない範囲で、 任命権者が町長と協 議して定める額
町営住宅入居者選考委員会委員	年額	10,000円	町営住宅入居者選考委員会委員	年額	10,000円
(略)			(略)		
いじめ調査委員会委員	日額	委員長 12,000円 委員 10,000円	いじめ調査委員会委員	日額	委員長 12,000円 委員 10,000円
			いじめ防止対策検証委員	日額	5,000円 ただし、弁護士、 大学教授その他これ らに準じる者につい ては、1回15,000円 を超えない範囲で、 任命権者が町長と協 議して定める額